

行徳デイサービス翔裕園

介護予防・日常生活支援総合事業

運 営 規 程

行徳デイサービス翔裕園
介護予防通所介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 長寿の里が開設する行徳デイサービス 翔裕園（以下「事業所」という。）が実施する指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業員が、要支援者の状態にある高齢者（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な指定介護予防通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の従事者は、可能な限り、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように努めるものとする。
- 2 利用者の心身機能の維持回復を図り、それをもって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 行徳デイサービス翔裕園
- (2) 所在地 千葉県市川市末広 1 丁目 1 番地 48 号

(従業員の職種、人数及び職務内容)

第4条 従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で 1 人以上
生活相談員は、利用者又はその家族との相談の上、通所介護計画を作成し、サービスの提供方法について十分な説明を行う。
- (3) 看護職員 営業日ごとに 1 人以上
看護職員は利用者の健康管理を行う。
- (4) 介護職員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて 6 人以上
介護職員は、通所介護計画に基づき、利用者に必要な介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 営業日ごとに 1 人以上、看護職員兼務
機能訓練指導員は、利用者に必要な機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12 月 31 日から 1 月 2 日までを除く。
- (2) 営業時間 8 : 00 ~ 19 : 00
ただし、管理者が必要と認めた場合には、その限りではない。又、電話などにより 24 時間連絡が可能な体制とする。

- (3) 利用者定員 1日当たり40名とする。
- (4) サービス提供時間 9:00～16:30 (送迎時間除く)

(介護予防通所介護の内容)

第6条 介護予防指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練）
- (3) 介護予防サービス（介護予防指導、アクティビティ活動、栄養改善サービス等）
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 入浴
- (7) 食事

(介護予防通所介護の利用料金)

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に示された割合の通りとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と厚生大臣が定める基準により算定した費用との間に差額が生じないようにする。
- 3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 通常の事業の営業時間外の利用については、次に定める料金表によるものとする。ただし、原則として送迎は利用者又は家族において行うものとする。
 - (2) 次条の通常の実施地域外の送迎は、別に定める料金表によるものとする。
 - (3) 食材料費
 - (4) 食費の提供に関する費用
 - (5) オムツ代
 - (6) 前条に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は、別途徴収するものとする。
- 4 前項に費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、市川市全域とする。但し、これ以外の地域に関しても、利用者の要望により、可能な限り実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会などを侵害してはならない。

- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。
- 3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体などに被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。
- 4 その他子の規定に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 介護予防通所介護の提供を行っているときに、利用者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、防火計画を作成するとともに、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行なうこととする。

(秘密保持等)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第 14 条 事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（その他の事項）

第 15 条 事業所は良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に従業者の資質の向上に努めるものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守することを、雇用契約の条件とする
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、社会福祉法人と、事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年	4 月	1 日より施行する。
この規程は、平成 21 年	12 月	1 日より施行する。
この規程は、平成 22 年	8 月	1 日より施行する。
この規程は、平成 22 年	10 月	1 日より施行する。
この規程は、平成 24 年	4 月	1 日より施行する。
この規程は、平成 25 年	4 月	1 日より施行する。
この規程は、平成 27 年	4 月	1 日より施行する。
この規程は、平成 28 年	5 月	1 日より施行する。
この規程は、平成 29 年	11 月	1 日より施行する。
この規定は、平成 30 年	8 月	1 日より実施する。
この規定は、令和 3 年	3 月	1 日より実施する。
この規定は、令和 4 年	12 月	1 日より実施する。
この規定は、令和 5 年	4 月	1 日より実施する。